

## 代診医派遣体制確保事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 代診医派遣体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年6月16日付厚生労働省発医政第1号・厚生労働省発健第6号・厚生労働省発薬生第65号厚生労働事務次官通知）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この補助金は、医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった場合でも、継続した診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

### (補助の対象)

第3 補助の対象は、医師の派遣を行う医療機関（派遣元）が実施する、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において、代わりに診療を行うための医師派遣体制の確保事業とする。ただし、補助の対象とする医師派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。

### (補助金の交付額)

第4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額（上限）	2 対象経費	3 補助率
1 か所あたり次により算出された額とする。 医師 1人1時間あたり 7,550円×勤務時間数	賃金、報酬、謝金、旅費、 役務費（保険料）、委託料、 補助及び交付金	定額

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の内容の著しい変更(補助金の増額を伴う場合を除く。)を伴わない事業内容の変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査)

第7 知事は、予算の執行適正を期するため、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その医療機関等に立ち入り、帳簿書類他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約締結するに当たっては、知事が予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該交付金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて交付金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、交付金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第1のとおりとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	代診医派遣体制確保事業費補助金申請書	第1号	1部	別に定める
	1 事業計画書兼収支予算書	第2号	1部	
	2 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	代診医派遣体制確保事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第3号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日以内
	1 事業計画書兼収支予算書（変更の場合）	第2号	1部	
	2 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第13条第1項の規定による書類	代診医派遣体制確保事業費補助金実績報告書	第4号	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	代診医派遣体制確保事業費補助金請求書	第5号	1部	
	1 収支精算書	第6号	1部	
	2 その他知事が必要と認めるもの		1部	